

石川県公報

令和 7 年 3 月 31 日 (月曜日)

号 外

(第 23 号)

目 次

教育委員会			
○石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則	1	○石川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則	3
○石川県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	2	○石川県教育委員会公印規程の一部改正	6
○石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則	2	○石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正	6
○教育委員会の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則及び石川県教育委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2	○石川県立学校処務規程の一部改正	6
○石川県教育職員免許状再授与審査会規則	3	○石川県教育委員会職員表彰規程の一部改正	6
		○石川県教育委員会事務局等職員健康管理規程の一部改正	7
		○石川県教育委員会文書管理規程の一部改正	7
		○石川県教育財産管理事務取扱規程の一部改正	8
		○石川県立学校の体育施設開放に伴う教育財産管理規程の一部改正	8
		○石川県教育委員会公用車管理規程の一部改正	9
		○グループ制に関する運営規程の一部改正	9

教 育 委 員 会

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月三十一日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第一号

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和四十年石川県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。
第四条の表中「庶務課」を「教育政策課」に改める。

第五条の表企画調整室の項に次の一号を加える。

3 教育委員会内のデジタル改革及び業務効率化の推進の総括に関すること。

第五条の表庶務課の項中「庶務課」を「教育政策課」に改め、同項中第二十九号を第三十二号とし、第十四号から第二十八号までを三号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の三号を加える。

14 教育振興基本計画に関すること。

15 復興教育及び防災教育の企画に関すること。

16 学校支援チームの編成に関すること。

第五条の表教職員課の項第三号中「庶務課」を「教育政策課」に改める。

第九条第二項の表主任指導主事指導主事の項中

学校指導課
保健体育課

を

教育政策課
学校指導課
保健体育課

に改める。

別表石川県奨学生選考審査会の項中「庶務課」を「教育政策課」に改め、同表中

石川県公立学校教職
員健康管理審査会

公立学校教職員の健康審査について石川県教育委員会
に対する答申に関する事務

教職員課

を

石川県公立学校教職員健康管理審査会	公立学校教職員の健康審査について石川県教育委員会に対する管申に関する事務	教職員課	に改める。
石川県教育職員免許状再授与審査会	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二十二條第二項の規定による特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関して意見を述べる事務		

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

石川県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第二号

石川県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

石川県立学校の職員の職の設置に関する規則(昭和四十年石川県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項の表主幹の項の前に次のように加える。

事務長補佐	上司の命を受け、特定の事務を処理する。
-------	---------------------

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第三号

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則

石川県教育職員免許法令施行細則(昭和四十二年石川県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「遊園」を「遊樂室」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の石川県教育職員免許法令施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

教育委員会の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則及び石川県教育委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第四号

教育委員会の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則及び石川県教育委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(教育委員会の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第一條 教育委員会の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用

に関する条例施行規則(平成十八年石川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)」に改め、同項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第五条及び第八条第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

(石川県教育委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 石川県教育委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成二十年石川県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第八条中「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

石川県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第五号

石川県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則(令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。)第六条の規定により、石川県教育職員免許状再授与審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

(委員)

第三条 省令第三条第一項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者その他石川県教育委員会が適当と認める者とする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第四条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に加わることができない。

3 審査会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 審査会の会議は、公開しない。

(庶務)

第五条 審査会の庶務は、石川県教育委員会事務局教職員課において処理する。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

石川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第六号

石川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第百六十二号。以下「法」とい

う。)第四十七条の五に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第二条 協議会は、石川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画並びに保護者及び地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第三条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くことができる。ただし、中高一貫教育を施す場合その他二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると教育委員会が認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。
- 3 教育委員会は、協議会を置くときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第四条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- 一 教育課程の編成に関する事項
 - 二 学校経営計画に関する事項
 - 三 その他対象学校の校長が必要と認める事項
- 2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第五条 協議会は、法第四十七条の五第六項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴いた上で、当該校長を経由して行うものとする。

- 2 法第四十七条の五第七項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項(特定の個人に係るものを除く。)とする。
- 3 第一項の規定は、法第四十七条の五第七項の規定により協議会が教育委員会に対して意見を述べる場合について準用する。

(学校運営等に関する評価)

第六条 協議会は、毎年度一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第七条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。
 - 一 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒の保護者の理解を深めること。
 - 二 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員)

第八条 協議会は、委員十人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者であつて対象学校の校長が推薦するものうちから、教育委員会が任命する。
 - 一 対象学校に在籍する生徒の保護者
 - 二 地域住民
 - 三 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - 四 対象学校の校長
 - 五 学識経験者
 - 六 その他教育委員会が適当と認める者
- 3 教育委員会は、対象学校の校長から申出があつたときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴くものとする。
- 4 委員の任期は、任命の日から当該任命の日の属する年度の末日までの間とする。ただし、補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(委員の守秘義務等)

第九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- 2 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- 3 その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第十条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第十一条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会において必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第十二条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開するものとする。

1 第五条第二項に規定する事項について審議する場合

2 前号に掲げる場合のほか、会議を公開すべきでない特別の事情があるものと協議会が認める場合

2 会議を傍聴しようとする者(次項において「傍聴人」という。)は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第十三条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要に応じて研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第十四条 教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによつて対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合は、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めるものとする。

(委員の解任)

第十五条 教育委員会は、委員が第九条の規定に違反した場合その他特別な理由があると認める場合は、これを解任することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により委員を解任しようとするときは、その理由を示さなければならない。

(委任)

第十六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(石川県立学校管理規則の一部改正)

2 石川県立学校管理規則(昭和三十七年石川県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十一条の四第一項に次のただし書を加える。

ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五に規定する学校運営協議会を置く場合は、この限りでない。

石川県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般
出 先 機 関
教 育 機 関

石川県教育委員会公印規程(昭和34年石川県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石 川 県 教 育 委 員 会

第2条第1項第1号及び第2号、第4条並びに第5条第2項中「庶務課長」を「教育政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

石川県教育委員会訓令第2号

庁 中 一 般
出 先 機 関
学 校 以 外 の 教 育 機 関

石川県教育委員会事務局等処務規程(昭和41年石川県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石 川 県 教 育 委 員 会

第68条第3項中「庶務課長」を「教育政策課長」に改める。

第76条第2項中「庶務課長」を「庶務課長」に改める。

第79条及び第81条第3項中「庶務課長」を「教育政策課長」に改める。

別表第2本庁の課長の個別的専決事項の表庶務課長の項中「庶務課長」を「教育政策課長」に改め、同項第2号(1)中「庶務課長」を「教育政策課長」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同表教職員課長の項第1号及び第3号(1)中「庶務課長」を「教育政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

石川県教育委員会訓令第3号

県 立 学 校

石川県立学校処務規程(昭和41年石川県教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石 川 県 教 育 委 員 会

第38条第3項中「石川県教育委員会事務局庶務課長」を「石川県教育委員会事務局教育政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

石川県教育委員会訓令第4号

庁 中 一 般
出 先 機 関
教 育 機 関
市 町 教 育 委 員 会

石川県教育委員会職員表彰規程(昭和43年石川県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石 川 県 教 育 委 員 会

第14条第1項中「庶務課長補佐」を「教育政策課長補佐」に改める。

第15条中「事務局庶務課」を「事務局教育政策課」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

石川県教育委員会訓令第5号

庁 中 一 般
出 先 機 関
学 校 以 外 の 教 育 機 関

石川県教育委員会事務局等職員健康管理規程(昭和55年石川県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石 川 県 教 育 委 員 会

第20条中「教育委員会事務局庶務課長」を「教育委員会事務局教育政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

石川県教育委員会訓令第6号

庁 中 一 般
出 先 機 関
教 育 機 関

石川県教育委員会文書管理規程(平成14年石川県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石 川 県 教 育 委 員 会

第2条第11号を削り、同条第12号中「固有文書分類表」を「文書分類表」に改め、同号を同条第11号とし、同条第13号中「行うシステム」を「行う情報システム」に改め、同号を同条第12号とする。

第7条第1項及び第2項中「庶務課長」を「教育政策課長」に改める。

第8条第5項第1号中「固有文書分類表」を「文書分類表」に改める。

第10条第1項第1号、第11条第1項から第3項まで及び第14条第1項中「庶務課長」を「教育政策課長」に改める。

第19条第1項中「又は起案用紙」を削り、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、文書管理システムにより難しいものとして総務課長又は教育政策課長が別に定める場合には、次に掲げる方法により行うことができる。

(1) 起案用紙を用いて行う方法

(2) 法令等に定める帳票を使用して発する届出書その他の文書について、当該帳票を用いて行う方法

(3) 文書管理システム以外の情報システム(あらかじめ教育政策課長の承認を受けたものに限る。)により行う方法

第19条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項第3号中「庶務課長」を「教育政策課長」に改め、同項第4号を削り、同条第5項を次のように改める。

5 起案者は、起案文書に必要事項を記載し、記名押印又は記名押印に相当する記録をしなければならない。

第19条第6項を削る。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

第23条中「関係課員、」を削る。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第26条(見出しを含む。)中「廃棄」を「廃案」に改める。

第27条中「庶務課長」を「教育政策課長」に改める。

第29条第3項を削る。

第31条第1項を次のように改める。

発送文書は、次の各号に掲げるものを除き、公印又は電子署名を省略するものとする。

(1) 法令等の規定により公印を押すことが必要とされている文書又は電子署名を行うことが必要とされている文書

(2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす文書

- (3) 事実証明に関する文書その他特に信用力を付与する必要がある文書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に公印を押すことが必要であると認められる文書又は特に電子署名を行うことが必要であると認められる文書

第31条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条第5項中「庶務課長」を「教育政策課長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「庶務課長」を「教育政策課長」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とする。

第32条中「庶務課長」を「教育政策課長」に改める。

第33条第2項中「庶務課長」を「教育政策課長」に改め、同条第3項中「庶務課長」を「教育政策課長」に、「庶務課に」を「教育政策課に」に改める。

第38条を削る。

第39条の見出しを「(文書分類表)」に改め、同条第1項及び第2項中「固有文書分類表」を「文書分類表」に改め、第2章第5節中同条を第38条とし、第40条を第39条とし、第41条を第40条とする。

第42条中「共通文書分類表及び固有文書分類表」を「文書分類表」に改め、同条を第41条とし、第43条を第42条とし、第44条を第43条とし、第45条を第44条とし、第45条の2を第45条とする。

第46条第3項中「第44条」を「第43条」に改める。

第47条第4項中「共通文書については総務課長(第38条第2項の規定により、共通文書分類表を修正した場合は庶務課長、1年未満保存の共通文書については、所属長)が定め、固有文書については」を削る。

第51条中「庶務課長」を「教育政策課長」に改める。

第60条中「関係職員及び」を削る。

第61条中「(第29条第3項を除く。)」を削る。

別表第1中「|庶務課 |教庶|」を「|教育政策課|教政|」に改める。

別表第2の30年の項中「庶務課」を「教育政策課」に、「保健厚生課」を「教育政策課」に改め、同表10年の項中「庶務課」を「教育政策課」に、「保健厚生課」を「教育政策課」に改め、同表の1年未満の項を次のように改める。

1年未満	<ul style="list-style-type: none"> 1 別途正本又は原本が管理されている行政文書の写し 2 定型的又は日常的な業務連絡、日程表等 3 出版物又は公表物を編集した文書 4 所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答 5 明白な誤りがある等の事由により客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 6 意思決定の途中段階で作成した文書であって、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断されるもの 7 文書分類表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書
------	--

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

石川県教育委員会教育長訓令第1号

庁 中 一 般
出 先 機 関
教 育 機 関

石川県教育財産管理事務取扱規程(昭和40年石川県教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石川県教育委員会教育長

第2条、第8条、第9条第1項、第10条第3項及び第11条中「~~庶務課長~~」を「~~教育政策課長~~」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

石川県教育委員会教育長訓令第2号

県 立 学 校

石川県立学校の体育施設開放に伴う教育財産管理規程（昭和51年石川県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

石 川 県 教 育 委 員 会 教 育 長

第 4 条 中 「庶務課長」を「教育政策課長」に改める。

別記様式中「石川県教育委員会指令教庶第」を「石川県教育委員会指令教政第」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

石川県教育委員会教育長訓令第 3 号

庁 中 一 般
出 先 機 関
教 育 機 関

石川県教育委員会公用車管理規程（昭和59年石川県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

石 川 県 教 育 委 員 会 教 育 長

令達先中「体育施設管理事務所」、「能楽堂」及び「武道館」を削る。

第10条、第15条第3項及び第16条中「庶務課長」を「教育政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

石川県教育委員会教育長訓令第 4 号

庁 中 一 般
出 先 機 関
教 育 機 関

グループ制に関する運営規程（平成17年石川県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

石 川 県 教 育 委 員 会 教 育 長

別表第1庶務課の項中「庶務課」を「教育政策課」に改め、同表学校指導課の項中「全国高等学校総合文化祭開催準備グループ」を削る。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

